

利用規約

■ご依頼品の集荷

ご依頼品をお送りの際は必ず専用バッグをご利用ください。それ以外のものでお送りいただいた場合はお預かりする事はできません。

ご依頼品の集荷・配送は弊社指定の配送業者に限ります。

1つのバッグにてご依頼いただける衣類の点数は15点（6点パックの場合6点）以内、専用のバッグに入りきるまでとなります。専用バッグへのお預かり品の詰めすぎによる事故（破損・紛失等）に対しての責任は一切負いません。

コートベルトやライナー、フードなどの付属品は、点数には数えません。

以下のものはお取り扱いできません。[皮革・毛皮製品／着物・和服類／礼服／肌着・下着類／帽子・ドレスなど輸送中に型崩れが危惧されるもの／乾いていない衣類（輸送中にカビ、においが付く恐れがあるため）／布団・毛布・枕など寝具類／洗濯表示のついていないもの、洗濯不可のもの／スパンコール・ビーズなどの多い衣類／破れ、破損などがあるもの／その他当社が取り扱い不可と判断したもの]

ポケットの中身については補償できませんので、発送前にご確認ください。

■お預かり品の確認

お預かりした品物に破損（破れ、ホツレ、など）があった場合の処理方法を事前にお申込書にご記入ください。ご記入がない場合、見つかった段階でこちらからご連絡します。

お預かりした品物の点数が超過している場合、こちらからご連絡します。超過分のクリーニングにつきましては、別途料金がかかります。

お預かり品の中に洗えないものが含まれていた場合、クリーニングは行わず、通常は他のお預かり品の返却時に一緒にお返しします。洗えないもののみ先にご返却をご希望の場合は、宅配便の着払いにて送付します。

洗えないものが含まれていた場合、その分のクリーニング品の追加やご返金には応じられません。

■お預かり品の仕上がり

お預かり品はすべて洗濯表示に従って作業しておりますが、生地特性上、縮みや色あせなどが発生する場合がありますので、予めご了承ください。

本サービスでは特殊なシミのシミ抜きは含まれておりません。なお、生地特性上、シミや汚れは取りきれない場合がありますので、予めご了承ください。

ボタン・装飾品の欠損・破損による事故はさまざまな要因が重なって起こるものと考えら

れます。細心の注意を払ってクリーニングしますが、もし起こってしまった場合は似たようなボタン・装飾品に付け替えることになりますことをご了承ください。

■お預かり品の配送・保管

保管サービスが不要の場合、2週間程度での返却となります。繁忙期（4～7月）には3週間以上かかる場合もあります。

保管サービスご利用の場合、お預かり品の到着からクリーニング作業を行うまでにお時間がかかる場合がございます。その間も適切な環境にてお預かりし、順次クリーニング作業を行いますので、予めご了承ください。

保管サービス利用時のお届け日は、ご希望お届け時期の期間内で、弊社で指定いたします。日にちの指定はお受けできません。

保管サービス利用時のお届け希望時期の変更（早期出荷）は可能ですが、お申し出から10日～2週間程度のお時間をいただきます。管理の都合上お預かりバッグ単位で返却します。お届け希望時期の変更（延長）は可能ですが、お届け予定時期の1か月前までに、お電話にてご連絡ください。なお、保管サービスの利用期限（ご依頼品の到着から9ヶ月）を過ぎての延長保管はしていませんのでご注意ください。

お届け先等に変更がある場合、またはお届け時期に長期不在となる場合は、お届け希望時期の1か月前までにお電話にて必ず変更手続きを済ませてください。

当社からの品物の発送後、お客様のご都合により受け取られず、宅配便会社の保管期間を超えて当社に返却された場合、再発送までの品物の保管料として、1バッグにつき1日450円（税込）を申し受けます。再配送の際に代引きにてお支払いください。保管料を納付いただけない場合には商品のお返しは出来ません。なお、再配送に関する費用はお客様のご負担とします。

仕上った衣類が到着しましたら、すぐに開封し、当社のクリーニング番号タグ、それに付随する表示タグを外さずに点数や状態をご確認ください。開封せずにダンボールにいられたままにしておきますと、シワ・型崩れの原因となります。

包装されているビニール袋は保管用ではありません。そのまま保管しますとカビ発生等の原因になりますので、ご注意ください。

細心の注意を払って梱包していますが、宅配便の配送状況によってはシワ・型崩れが生じる可能性がありますので、予めご了承ください。

万一、ご不明・ご不審な点があった場合は、着用せずに、荷物到着日より14日以内にご連絡ください。

■お預かり金の補償

お届け日より 15 日以上経過した後のお品物については、その毀損、汚損、滅失、その他あらゆる損害についての責任は負いません。

本サービスにおける当社の責によるいかなる補償についても、1 点あたりの補償金額の上限は 10 万円とします。但し、1 バック（専用回収バッグ）あたりのお預かり品の補償金額の総額の上限は 30 万円とします。

その他当社が定めます補償規定に準じご対応します。必ず保管付衣類クリーニング補償規定をご確認ください。

■個人情報の取り扱いについて

お客様は、本サービスの提供を受けるために必要な範囲で、お客様の個人情報が当社によって使用されることに同意するものとします。

個人情報の利用目的

当社は、以下に記載する目的でお客様の個人情報を利用させていただきます。

- 1.各種サービス提供のため
- 2.お客様とのお取引に関する事務を行うため
- 3.アンケート・市場調査・データ分析、サービス研究・開発のため
- 4.各種サービスの勧誘・案内のため
- 5.各種サービスの購入前の問い合わせや購入後のアフターサービスにおいて、各種サービスに関する案内・報告を行うため
- 6.お客様との契約、法律等に基づく権利の行使又は義務の履行のため
- 7.その他お客様とのお取引を適切かつ円滑に遂行するため

個人情報保護方針については弊社ホームページよりご確認ください。

《ホームページ》 <http://www.kajitaku.com/company/privacy.html>

個人情報の取り扱い・管理についてのお問い合わせは、以下窓口で受け付けます。

電話 03-3552-6627 受付時間 平日（9：30～18：30）土曜・日曜・祭日休み

■改訂日

2011 年 4 月 1 日

株式会社カジタク

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-3-3 Daiwa 京橋ビル 6F

本サービス・利用規約・補償規定に関するお問い合わせ先

クリーニング品補償規定

■クリーニング事故原因の所在

クリーニングの事故原因所在を以下の3つに分類しており、弊社にて補償の対象とするのは以下 i のみを原因とする損害に限るものとし、その他の損害についてはお客様において回避義務を負うものとします。

- i. クリーニング方法及び取扱い方法
- ii. 製造者の企画・製造等
- iii. 使用者の使用方法及び保管方法等

弊社が補償の責に応じられるのは原則として上記 i 以下の事例のみとします。

i. クリーニング方法及び保管、取扱い方法

- 1. クリーニング洗浄による損傷
- 2. シミ抜き工程による損傷
- 3. プレス仕上げによる損傷
- 4. 不明及び紛失
- 5. 弊社での保管中の損傷

(ただし、弊社又は弊社の履行補助者の責めに帰すべき事由が認められる場合に限る。)

以下の ii・iii の事例の場合は、当社は一切の補償を負いかねます。

ii. 製造者の企画・製造等 (一例)

- 1. 染色堅牢度の弱さ、染色移動、変色褪色、その他
- 2. 経年劣化及び変化の著しい素材 (ポリウレタン加工等)
- 3. 生地使い方、硬化、剥離、ひび割れ、ゴム伸び、プリント脱落、収縮、それに

類するもの

- 4. 接着方法に問題のある商品
- 5. 熱セット性が弱い生地で企画・製造された商品 (プリーツ加工やシワ加工等)
- 6. クリーニング方法がまったく異なる素材で組み合わせられ企画・製造された商品
- 7. 組成表示や洗濯表示に誤記が見受けられる商品
- 8. 表示責任者の名称と連絡先の表示がない商品
- 9. 通常の使用に耐えない素材で企画・製造された商品
- 10. 通常のクリーニングに耐えない素材で企画・製造された商品

(洗濯表示が全て不可表記商品、スパンコール・刺繍・ビーズ・プリント剥離、装飾品の破損、ボタン等の欠落及び破損を含む)

- 11. 縫製撚糸の弱い商品によるほつれやほころび

1 2. その他企画・製造等に起因する事項

1 3. 海外購入品、海外直輸入品、及び表示ラベルに日本の業者名と連絡先が無い商品の場合

iii. 使用者の使用方法及び保管方法等（一例）

1. 化学薬品等による変退色や脱色が見受けられる商品（整髪剤・パーマ液・洗剤・漂白剤・バッテリー液・排気ガス等の付着によるもの）

2. 汗・日光・照明による変退色や脱色及び汗・雨・家庭洗濯などによる縮み、風合い変化

3. 着用時に発生した破れ・ほつれ・糸引き・毛玉等

4. ボタンの欠落及び破損

5. 使用者保管中の損傷

6. 経年劣化及び変化によるもの

7. 組成表示・洗濯表示・表示責任者タグ（メーカータグ）のいずれかが欠落した商品

8. その他これらに類する使用者による事故

■保証金の支払対象

補償金の支払い対象となるお客様は、ご利用者ご本人様に限ります。ご本人様からお申し出を受けお客様が被った損害につきこの補償規定に照らして補償の対象であると弊社が判断した場合に、補償金をお支払いします。

保管付衣類クリーニングサービスにご依頼いただいたお品物であることが前提となりますので、弊社のクリーニング番号タグ、それに付随する表示タグの提示と注文書との一致が確認された場合に限り、適用となります。なお、お受け取り後、使用前のお申し出に限り対象とさせていただきます。

■保証金の請求期限

お届け日から 14 日以内にお客様からお申し出があった場合、お客様が被った損害につきこの補償規定に照らして補償の対象であると弊社が判断した場合に、補償金をお支払いします。期限が経過した請求は受付いたしませんので、ご注意ください。

■保証金の支払い対象とならない場合

事前に弊社からのクリーニング作業工程で生じる損傷等のリスクに関する説明を許諾されていた場合

弊社及びその委託する者による調査にご協力いただけない場合

弊社から指定された補償金請求書用紙を、3 ヶ月経過してもご送付いただけない場合

事故原因の所在が弊社が定めます分類の ii 及び iii に該当する場合

■補償条件

当該商品のお届け日から 14 日以内にお客様からお申し出があった場合または弊社が補償の

対象と認めた場合に限りです。

補償時の補償金額の算定は、弊社の定める方法により行います。(補償金額算定方法 参照)
補償金額の算定のため必要となる商品購入価格は、購入時の領収書/レシートを必要とします。手元がない場合、紛失の場合には商品製造年月日を基準とし製造者への調査による参考価格を元に商品購入価格を決定させていただきます。調査が不可能な場合には類似品の販売価格を適用させていただきます。

紛失等、弊社の責によるいかなる補償についても、1点あたりの補償金額の上限は10万円とします。但し、1バッグ(専用回収バッグ)あたりのお預かり品の補償金額の総額の上限は30万円とさせていただきます。なお、購入金額が不明確な場合の補償金額の上限は、上記上限金額の50%とさせていただきます。

当該損害弁償品の返却及びクリーニング代金・その他費用の返却はできません。但し当社が別途に返却・返品を認める場合は、その限りではありません。

シミの有無や落ち具合に関する内容のお申し出については、補償の対象外とさせていただきます。

納品の遅れについては補償の対象ではございません。

スーツ上下など2点以上を一对とする品物に事故が発生した場合は、事故品のみの補償とさせていただきます。

品物の付属品(コートのベルト・襟など)については、事故品(付属品)のみの補償とさせていただきます。

その他以下のような場合は補償の対象外とさせていただきます。

1.お客様に責任があると認められるもの(当サービスご利用前の他のクリーニング店による過失、お客様の使用による破損・欠落等やお客様のクリーニング引取り後の保管中による損傷等)

2.お客様の主観的価値判断に基づくもの(風合いの変化・型崩れ、かたみ・記念品等)

3.預かり品毀損に起因する2次的損害

■免責事項

台風・地震・噴火・洪水・津波などの自然災害に起因する事故については、賠償範囲にはなりません。戦争、外国の武力行使、革命、暴動、労働争議、デモなどに起因する事故については、賠償範囲にはなりません。

主観的価値である無形的損害賠償や精神的慰謝料には応じられません。

■保証金算定手法

【補償金額の算定に関する基本方式】

補償金額は、次の方式によりこれを算定する。

補償金額 = 物品の購入価格 × 物品の購入時からの経過月数に対応して【表①】に定める補償割合

【表①】

経過月数別補償割合

●衣類

経過月数 : 補償割合

購入より 6 か月未満 : 80%以下

購入より 6～12 か月未満 : 65%以下

購入より 12～18 ヶ月未満 : 50%以下

購入より 18～24 ヶ月未満 : 35%以下

購入より 24 ヶ月以上 : 20%以下

1 点当たりの補償金額の上限は 10 万円とする。

1 バッグ(専用回収バッグ)あたりのお預かり品の補償金額の総額の上限は 30 万円とする。

購入金額が不明確な場合、類似品の販売価格を適用する。

購入時期が不明確な場合、補償割合を 20%以下とする。

購入金額が不明確な場合の補償金額の上限は 3 万円とする。

■補償規定の改定

本補償規定は、お客様に事前の通知をすることなく、その内容を変更する場合がございます。この場合の利用条件は、商品お預かり時点の補償規定とします。内容変更にあたって、お客様にその旨を広く周知する努力をするものとします。

■協議事項

本規定に記載無き事項及び本規定の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、お客様と弊社担当員において相互信頼の精神に基づき、協議の上、誠実に解決を図るものとさせていただきます。しかし二者間において問題解決が難しいと判断させていただいた場合には、中立公正な第三者機関にお客様にも仲裁申し出をお願いする場合がございます。公の機関にて問題解決を図る場合には、本社所在地を管轄する機関を利用するものとします。